

令和8年度促進区域内再エネ導入促進事業補助金 Q & A

目次

〔促進区域に関すること〕	- 4 -
Q1 促進区域とは何ですか？	- 4 -
Q2 事業所所在地が促進区域に含まれているかはどのようにして確認すればよいですか？	- 4 -
Q3 将来的に促進区域に設定される地域で補助事業を行う場合、補助対象となるのか？	- 4 -
Q4 土地の一部が促進区域に設定されているが、その場合も補助対象となるのか？	- 4 -
〔補助対象事業者に関すること〕	- 4 -
Q5 補助対象事業者は会社法人のみか？	- 4 -
Q6 大企業は補助対象となるのか？	- 5 -
Q7 本社が滋賀県外にある場合でも補助対象者となれるのか？	- 5 -
Q8 県税の滞納等がないこととは具体的にどういうことか？	- 5 -
Q9 補助金の申請をするために、省エネ診断の受診は必要となるか？	- 5 -
〔補助対象事業に関すること（共通）〕	- 5 -
Q10 申請書に「交付決定後に事業に着手すること」とあるが、何をもって事業の着手とするのか？	- 5 -
Q11 交付要領別表3で補助要件として示されている「発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。」とあるが例外があるのはどのような理由か？	- 5 -
Q12 ファイナンスリースとは？	- 6 -
Q13 オンサイト PPA とは？	- 6 -
Q14 補助事業者自身から調達等を行う場合は、どのように経費を算定するか？	- 7 -
Q15 自宅兼事業所の場合は補助対象となるか？	- 7 -
Q16 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか？	- 7 -
Q17 太陽光発電および蓄電池を導入する場合の補助金額は、どのように計算するか？	- 8 -
〔補助要件に関すること（太陽光発電設備）〕	- 9 -
Q18 太陽光発電を設置する場合の発電出力は？	- 9 -
Q19 出力対比表とはどのような表でしょうか？	- 9 -
Q20 パワーコンディショナーに自立運転機能は必要ですか？	- 10 -
Q21 太陽光発電設備（蓄電池を含む）を2年度に分けて導入したときに、それぞれに対して当該補助金の申請は可能か？（例）初年度 15kw の蓄電池、次年度 15kw の蓄電池	- 10 -
Q22 技術開発や実証事業は交付対象となるか？	- 10 -
Q23 既存の太陽光発電設備を新規設備に更新する場合は交付対象となるか？	- 10 -
Q24 交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのようにすれば要件を満たすのか？	- 10 -
Q25 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるも	

のであること」について、どのように担保できるのか？	- 11 -
Q26 補助金で導入する再エネ発電設備で発電した電力を自己託送することはできるか？	- 11 -
Q27 「地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。」とは？	- 11 -
Q28 「関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。」とは？	- 12 -
Q29 「防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。」とは？	- 12 -
Q30 「一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。」とは？	- 12 -
Q31 「20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の 名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。」とは？	- 13 -
Q32 「電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。」とは？	- 13 -
Q33 「設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。」とは？	- 13 -
Q34 「接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。」とは？	- 14 -
Q35 「10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等 に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。」とは？	- 14 -
Q36 「10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。」とは？	- 15 -
Q37 「当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、また、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。」とは？	- 15 -
Q38 「当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。」とは？	- 15 -
Q39 余剰電力の売電時に FIT・FIP 制度を活用してもよいのか？	- 16 -
Q40 「需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。」とは？	- 16 -
〔補助要件に関すること（蓄電池）〕	- 16 -
Q41 蓄電池については、家庭用（4800Ah・セル未満）であれば 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）、業務用（4800Ah・セル以上）であれば 19.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超え	

る単価であっても、交付対象となるか？	- 16 -
Q42 蓄電池について、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が、蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムであった場合、単価を算定するにあたって、気をつける点は何があるか？	- 16 -
Q43 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切か？..	- 17 -
Q44 「各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。」とは？	- 17 -
Q45 蓄電池はどのような仕様のものでも対象となりますか？.....	- 17 -
〔その他〕	- 17 -
Q46 申請書や報告書や添付資料はどのようにして送付すればよいですか.....	- 17 -
Q47 交付決定後に事業計画書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいか？.....	- 17 -
Q48 見積書の内容について注意点はありますか？	- 18 -
Q49 日頃から付き合いのある発注先だけに依頼してよいか？.....	- 18 -
Q50 見積もりは早い段階で依頼をしていたが有効期限が切れていた.....	- 18 -
Q51 事業費の支払いは手形でも可能か？	- 18 -
Q52 支払証明書類にて、他事業との合算払い（金額）は認められるか？.....	- 18 -
Q53 インターネット取引による支払いは可能か？	- 19 -
Q54 既に実施設計を行っている場合は、補助対象となるか.....	- 19 -
Q55 市町の補助金との併用は可能か？	- 19 -
Q56 県税の納税証明書（未納がないことの証明）はどのようにして入手するのか.....	- 19 -

〔促進区域に関すること〕

Q1 促進区域とは何ですか？

A1 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」のことです。

補助金の交付申請時に補助事業を行う事業所が促進区域内にある場合、促進区域内再エネ導入促進事業による補助金の申請をすることができます。

Q2 事業所所在地が促進区域に含まれているかはどのようにして確認すればよいですか？

A2 市町が促進区域を設定している場合であっても、必ずしもその市町全域が促進区域として設定されているとは限りません。

各市町の促進区域の設定方法については、各市町が策定する温暖化対策に向けた計画内容等をご確認いただくか、各市町の担当部署までご確認ください。

Q3 将来的に促進区域に設定される地域で補助事業を行う場合、補助対象となるのか？

A3 補助金の交付申請時に補助事業を行う事業所が促進区域内にある場合に限り、補助対象となります。

交付申請時に促進区域が設定されておらず、工事完了時には促進区域が設定される見込みであったとしても、補助対象とはなりません。

Q4 土地の一部が促進区域に設定されているが、その場合も補助対象となるのか？

A4 各市町村の促進区域設定要件とも照らし合わせながら、補助対象となる範囲を定めます。

（例）促進区域とそれ以外の面積比で補助対象費用を按分、設備設置エリアの促進区分占有面積比率で補助対象費用を按分など。

〔補助対象事業者に関すること〕

Q5 補助対象事業者は会社法人のみか？

A5 滋賀県内の促進区域内に事業所を有する法人（国及び地方公共団体ならびに国または地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。）または個人事業者が補助対象となります。

ファイナンスリース又はオンサイトPPAにより滋賀県内の促進区域内にある事業所に太陽光発電設備等を導入する場合は、県外のリース事業者およびPPA事業者も対象です。

Q6 大企業は補助対象となるのか？

A6 大企業も促進区域内再エネ設備導入促進事業の補助対象となります。

省エネ・再エネ等設備導入加速化事業による補助金を申請する場合は、大企業は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q7 本社が滋賀県外にある場合でも補助対象者となれるのか？

A7 設備導入する事業所等が滋賀県内の促進区域内にあれば対象となります。

Q8 県税の滞納等がないこととは具体的にどういうことか？

A8 県の補助金のため県税が納付されていることを要件としています。各県税事務所において交付する納税証明書（県税に未納がないことの証明）を添付していただくこととしています。

Q9 補助金の申請をするために、省エネ診断の受診は必要となるか？

A9 促進区域内再エネ導入促進事業による補助金を申請する場合は、省エネ診断の受診は不要です。

省エネ・再エネ等設備導入加速化事業による補助金を申請する場合は、原則、省エネ診断の受診が必要となりますので、ご注意ください。

〔補助対象事業に関すること（共通）〕

Q10 申請書に「交付決定後に事業に着手すること」とあるが、何をもって事業の着手とするのか？

A10 設備の導入工事を行う業者等への発注もしくは契約締結をもって着手とします。

Q11 交付要領別表3で補助要件として示されている「発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。」とあるが例外があるのはどのような理由か？

A11 対象設備に関する発注は、県内に本社または支店を有する事業者の県内に所在する事業所（以下「県内事業所」といいます。）に行うことが必要です。併せて、施工工事でも県内事業所が行う必要があります。例えば、県内事業所に発注しても、その県内事業所が施工工事を県外の業者に委託した場合は補助対象外になります。地域経済の活性化を本補助

金の目的の一つとしていることから、こうした要件を設けています。

なお、交付申請時や実績報告時には、見積書、発注書、注文請書、契約書、工事証明書などにより、発注先および施工が県内事業所であることを確認いたします。

ただし、導入予定の設備について県内での取り扱い例が極端に少なく、県内に発注または施工できる事業者がない場合やファイナンスリースまたはオンサイト PPA により設備を導入する場合、この限りではありません。事前にご相談ください。

Q12 ファイナンスリースとは？

A12 「リース期間中に契約を解除できないこと」および「借り手が、当該資産に係る費用をすべて負担する義務を負うこと」という2つの条件を満たすリース契約のことをいいます。

リース方式を活用する際は、以下の点を満たす必要があります。

- ・リース契約を行う場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。
- ・リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

Q13 オンサイト PPA とは？

A13 太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理したうえで、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいいます。

オンサイト PPA 方式を活用する際は、以下の点を満たす必要があります。

- ・PPA サービス契約を行う場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。（県内の PPA 事業者の場合は4／5でも可）
- ・サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

Q14 補助事業者自身から調達等を行う場合は、どのように経費を算定するか？

A14 補助事業者が、補助事業者自身または財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社もしくは子会社、同条第5項に規定する関連会社、もしくは同条第8項に規定する関係会社から調達（工事を含みます。）を受けて補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合、およびいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、下表に定める方法により、利益等排除を行うものとします。

区 分	利益等排除の方法
(1) 補助事業者自身から調達を受ける場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合において、原価とは当該調達品の「製造原価」とします。
(2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。
(3) 補助事業者の関係会社（(2)に掲げる者を除く。）から調達を受ける場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費の合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

Q15 自宅兼事業所の場合は補助対象となるか？

A15 店舗や工場など事業に供する部分についてのみ補助対象となります。

Q16 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか？

A16 分電盤が自宅用と事業所用と分かれている等、導入する設備が100%事業に供されることが明らかな場合は、全額が補助対象となります。

また、分電盤が分かれていない場合等、自宅用と事業所用で明確に区別できない場合は、事業所用に使っている床面積を全体の床面積で按分するなど、合理的な方法により計算します。事前にご相談ください。

〔補助金額の算定〕

Q17 太陽光発電および蓄電池を導入する場合の補助金額は、どのように計算するか？

A17 以下の計算例をご参考ください。工事費込み金額とは補助対象経費です。

（例１）発電出力60kWの太陽光発電設備および蓄電容量40kWhの家庭用蓄電池（蓄電池対象経費540万円）を設置する場合

① 太陽光発電設備

$$60\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 300\text{万円}$$

②蓄電池

$$\text{蓄電池価格} = 540\text{万円} \div 40\text{kWh} = 13.5\text{万円}$$

$$13.5\text{万円/kWh} < \text{家庭用上限}15.5\text{万円/kWh} \rightarrow \text{交付率} = 13.5\text{万円/kWh} \times 1/3 = 4.5\text{万円/kWh}$$

$$4.5\text{万円/kWh} \times 40\text{kWh} = 180\text{万円}$$

③補助額

$$300\text{万円} + 180\text{万円} = 480\text{万円} < 500\text{万円より、補助額は}480\text{万円}$$

（例２）発電出力80kWの太陽光発電設備および蓄電容量40kWhの業務用蓄電池（蓄電池対象経費600万円）を設置する場合

① 太陽光発電設備

$$80\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 400\text{万円}$$

② 蓄電池

$$\text{蓄電池価格} = 600\text{万円} \div 40\text{kWh} = 15\text{万円/kWh}$$

$$15\text{万円/kWh} < \text{業務用上限}19\text{万円/kWh} \rightarrow \text{交付率} = 15\text{万円/kWh} \times 1/3 = 5\text{万円/kWh}$$

$$5\text{万円/kWh} \times 40\text{kWh} = 200\text{万円}$$

③補助額

$$400\text{万円} + 200\text{万円} = 600\text{万円} > 500\text{万円}$$

→ 補助限度額を超えているため、補助額は限度額の500万円

（例３）発電出力80kwhの太陽光発電設備および蓄電容量15kWhの家庭用蓄電池（蓄電池対象経費255万円）を設置する場合

① 太陽光発電設備

$$80\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 400\text{万円}$$

② 蓄電池

$$\text{蓄電池価格} = 255\text{万円} \div 15\text{kWh} = 17\text{万円}$$

$$17\text{万円} > \text{家庭用上限}15.5\text{万円/kWh} \rightarrow \text{交付率} = 15.5\text{万円/kWh} \times 1/3 = 51,666\text{円}$$

$$51,666\text{円/kWh} \times 15\text{kWh} = 77.4\text{万円（千円未満切り捨て）}$$

③ 補助額

$$400\text{万円} + 77.4\text{万円} = 477.4\text{万円} < 500\text{万円より、補助額は}477.4\text{万円}$$

〔補助要件に関すること（太陽光発電設備）〕

Q18 太陽光発電を設置する場合の発電出力は？

A18 太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値（小数第2位まで）となります。

Q19 出力対比表とはどのような表でしょうか？

A19 設置した太陽電池モジュールのパネルごとの公称出力値、出力測定値、製造番号が記載されたバーコードを貼り付けた（もしくは製造番号の記載）ものです。製造メーカーが作成した場合にはそのコピーを提出ください。工事会社、申請者が作成する場合には、様式第7号別紙3を使用して作成および提出ください。

出力対比表

メーカーが発行していない場合の作成例

申請者名	東京 太郎			販売店名	株式会社〇〇〇〇〇〇		
メーカー名	〇〇電気株式会社						
太陽電池モジュール	No.	型式名	公称最大出力 (W)	No.	型式名	公称最大出力 (W)	
	1	RB175-A03	175	6			
	2	AAA180-05	180	7			
	3	ABC-200CD	200				
	4	EF-150G	150.8				
	5	HU135 JK3	135				

○助成金を申請する
全てのモジュールのバーコードを貼付してください。

製造番号の写し（バーコード）の添付欄			
1	RB175A-03 製造番号1111111111 工場測定出力値 176.46W	4	EF-150G 製造番号9876543210 工場測定出力値 150.43W
1	RB175A-03 製造番号2222222222 工場測定出力値 175.25W	4	EF-150G 製造番号1111111111a 工場測定出力値 151.85W
1	RB175A-03 製造番号3333333333 工場測定出力値 176.03W	5	HU135 JK3 製造番号222222222b 工場測定出力値 135.29W
1	RB175A-03 製造番号4444444444 工場測定出力値 175.74W	5	HU135 JK3 製造番号333333333c 工場測定出力値 136.20W
2	AAA180-05 製造番号5555555555 工場測定出力値 180.23W		
2	AAA180-05 製造番号6666666666 工場測定出力値 180.23W		
2			
3	ABC-200CD 製造番号9999999999 工場測定出力値 200.80W		
3	ABC-200CD 製造番号0123456789 工場測定出力値 201.34W		

* 梱包に同梱されている製造番号の写し（バーコード現物）を貼付してください。

* 製造番号写し（バーコード）を1枚に添付しきれない場合等は、別紙としてご使用ください。その場合は、別紙1枚ごとに、必ず申請者名を記載してください。

参照先：クールネット東京より

Q20 パワーコンディショナーに自立運転機能は必要ですか？

A20 促進区域内再エネ導入促進事業においては、自立運転機能は必須ではありません。

なお省エネ・再エネ等設備導入加速化事業では自立運転機能は必須ですのでご注意ください。

Q21 太陽光発電設備（蓄電池を含む）を2年度に分けて導入したときに、それぞれに対して当該補助金の申請は可能か？（例）初年度 15kw の蓄電池、次年度 15kw の蓄電池

A21 同一系統において電力供給される場合、2年度に分けて申請されても補助金交付は初年度のみです。

Q22 技術開発や実証事業は交付対象となるか？

A22 交付金の交付対象となる設備は、商用化されており、導入実績があるものであることとしており、技術開発や実証事業は交付対象ではありません。

例えば、ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備については、交付対象外となります。

Q23 既存の太陽光発電設備を新規設備に更新する場合は交付対象となるか？

A23 新規設備の導入が対象となりますので交付対象となりますが、既存設備の撤去費や処分費は補助対象外となります。ただし現在の設備が滋賀県の補助金を使って購入されたものであるなら、耐用年数が経過しないと更新対象にはなりません。

Q24 交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのようにすれば要件を満たすのか？

A24 本事業によって得られる環境価値については、一定の時間単位での再エネ発電設備で発電された電力量及び需要家での需要量を把握することで同時同量を担保し、電力と環境価値を一体として取り扱い、環境価値を需要家に帰属させる旨を契約書等で明記することで交付要件を満たします。

なお、電力価値と環境価値を切り離して環境価値のみを取引する事業（バーチャルPPA（Virtual Power Purchase Agreement））は、電力と環境価値を一体として取り扱っていないことから、本交付金の交付要件を満たしません。

要件を満たしていることを様式第1号別紙1（第6条、第8条関係）の交付申請書により意思表示していただきます。

Q25 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのように担保できるのか？

A25 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、本交付金の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとします。

なお、本交付金を活用して導入した再エネ設備により創出された環境価値については、実質的に需要家に帰属させることが必要です。

要件を満たしていることを様式第1号（第6条、第8条関係）の交付申請書により意思表示していただきます。

Q26 補助金で導入する再エネ発電設備で発電した電力を自己託送することはできるか？

A26 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、電気事業法第2条第1項第号に定める 接続供給（自己託送）を行うことはできません。

要件を満たしていることを様式第1号（第6条、第8条関係）交付申請書により意思表示していただきます。

Q27 「地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。」とは？

A27 太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがあります。

地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例も存在することから、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るようしてください。

要件を満たしていることを様式第1号別紙1（別表5関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q28 「関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。」とは？

A28 「事業認定策定ガイドライン」巻末の付録 1. の付表 2 に記載された関係法令に基づく許可等が必要である場合等、事業計画の認定申請時点において、当該許可等を既に取り得ていることが必要な場合がありますので、ご注意ください。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q29 「防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。」とは？

A29 発電設備の設計に関しては、特に架台及び基礎等の構造物における設計は、地盤の土の種類、硬軟の状況を考慮して行う必要があります。

そのため、土地開発の設計と併せて適切な設計を行うことが重要となり、景観に関しても同様に発電設備の配置や色彩なども考慮する必要があります。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q30 「一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。」とは？

A30 「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」では、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合に 10kW 以上 50kW 未満の低圧太陽光発電設備については、大規模設備を意図的に小規模設備に分割している事例が多く存在していることが問題視されております。「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」を確認の上、適正な判断を行うように心がけてください。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q31 「20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の 名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。」とは？

A31 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）では、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）は、柵塀等の設置を省略することができるとされており、本交付金についても、これに準拠しています。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q32 「電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。」とは？

A32 電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務が、太陽光発電事業者に課せられています。

太陽光発電設備の完工後、設計・施工が技術基準に適合していることを証するためには、完成図書として、支持架台の構造図や強度計算書などの設計図書や基礎の埋設状況などの施工記録、完成した設備の竣工試験データ等の書類一式が必要となります。

加えて、電気事業法では、立入検査への対応や報告徴収に対する資料提出も義務として求められており、こうした義務へ対応するためには、完成図書の提出等が求められます。

このため、完成図書を作成して、事業終了時まで適切に管理・保管し、必要に応じて参照できるようにしておくことが必要となります。

なお、自ら設計・施工を行わない場合は、設計・施工事業者に対して、完成図書の作成を依頼することが適切です。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q33 「設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。」とは？

A33 全ての太陽光発電事業者は、電技省令及び太技省令に定める技術基準に適合する必要がある、公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、電気設備の保安を行う必要があります。

出力 50kW 以上の自家用電気工作物の発電設備については、発電設備の維持・運用段階において、設置者が電気保安に対する十分な知識を有することが前提とされ、電気主任技術者の選任、保安規程の作成・遵守、技術基準の遵守及び自主検査等により自主保安体制を確保する義務が課せら

れています。

出力 10kW 以上 50kW 未満の小規模事業用電気工作物の発電設備については、基礎情報の届出、技術基準の遵守及び使用前自己確認による技術基準適合状況の事前確認が求められています。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q34 「接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。」とは？

A34 電気は常に需要と供給を一致させる必要があるが、再生可能エネルギーが高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げ、さらに、揚水式水力の揚水運転等により、需給バランスを調整するが、それでもなお余剰となる場合、停電等を避けるため再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要です。

このため、太陽光発電事業者は、送配電事業者から出力制御その他の協力を求められた場合には、これに協力することが必要です。

なお、具体的な出力制御ルールに関しては、国が別途定める出力制御の指針を参照すること

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q35 「10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。」とは？

A35 事業用太陽光発電（10kW 以上。なお、複数太陽光発電設備設置事業、第一種・第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）に係る発電事業者については、2022 年 7 月以降の適切な時期において、原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける新たな制度が適用されます。

詳細については、国が別途定める廃棄等費用積立ガイドラインを参照し、その内容を遵守すること。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q36 「10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。」とは？

A36 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度は、発電事業が終了した時点で必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を対象とするものであり、災害等により、発電事業途中での修繕や撤去及び処分が発生する場合には、各太陽光発電事業者による費用負担や、加入する保険等により手当てされることとなります。

なお、支払われる保険金の額については、想定される廃棄等費用の額も念頭に置きつつ、災害等による廃棄処理や修繕を行うために必要十分な額となるようにする必要があります。

また、今後、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めることとされている点に留意が必要です。

要件を満たしていることを様式第1号別紙1（別表5関係）誓約書：兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q37 「当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、また、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。」とは？

A37 本補助制度による太陽光発電設備の導入は、蓄電池との組み合わせなどにより「自家消費」を主目的にしたものであり、「年間自家消費想定量（自家消費想定量＋同一県内の需要家の消費想定量）/年間発電想定量＝50%以上」となることを要件としています。

想定量等については、申請書への記載が必要となりますので、施工業者等にお問い合わせいただくなどにより算出してください。

Q38 「当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。」とは？

A38 原則は、自家消費型太陽光発電設備となりますので、業務用の場合、50%以上自家消費していただくのが理想です。

しかし、自家消費が50%に届かない場合、余剰電力を小売電気事業者へ非FIT・非FIP売電していただき、そのうち50%相当までの電力（自家消費分を差し引いた残20%弱分）を、売電先事業者が相対契約によって当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に再エネ供給していただくことが必要になります。

上記を満たした上での他の余剰電力：非FIT・非FIP売電分については、どこに売電しても差し支えございません。

Q39 余剰電力の売電時に FIT・FIP 制度を活用してもよいか？

A39 当補助金を利用する場合は「FIT 制度または FIP 制度」による売電はできません。

Q40 「需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。」とは？

A40 電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さず（自己託送はせず）に対象施設に電力を供給し、自営線を含む補助対象設備の法定耐用年数期間における設置に関して土地や建物の権利関係に問題がない（他者が所有する土地や建物の場合、了承が得られている）ことが確認できる資料が申請時に提出されることを条件に、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置する場合も補助対象とします。

要件を満たしていることを様式第 1 号別紙 1（別表 5 関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

〔補助要件に関すること（蓄電池）〕

Q41 蓄電池については、家庭用（4800Ah・セル未満）であれば 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）、業務用（4800Ah・セル以上）であれば 19.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える単価であっても、交付対象となるか？

A41 家庭用：15.5 万円/kWh 以上、業務用：19.0 万円/kWh 以上の蓄電システムでの蓄電池であっても交付対象ではありますが、家庭用 15.5 万円/kWh、業務用 19.0 万円/kWh が上限価格となります。

Q42 蓄電池について、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が、蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムであった場合、単価を算定するにあたって、気をつける点は何があるか？

A42 蓄電池の交付要件で定めた蓄電池の単価との比較において、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

Q43 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切か？

A43 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

Q44 「各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。」とは？

A44 補助事業を行う市町村毎に火災予防条例にて蓄電池の設置に関する安全基準が定められている場合がございます。

申請前に、導入する蓄電池が安全基準を満たしていることを確認してください。

要件を満たしていることを様式第1号別紙1（別表5関係）誓約書兼チェックシートにより意思表示していただきます。

Q45 蓄電池はどのような仕様のものでも対象となりますか？

A45 対象となる仕様が決められていますので、補助金交付要領を確認のうえで申請してください。

交付決定をするにあたり、蓄電池の仕様等が記載された資料の提出を求める場合がありますので、購入先や施工業者へ確認を行い、根拠資料を具備しておくようにしてください。

〔その他〕

Q46 申請書や報告書や添付資料はどのようにして送付すればよいですか

A46 送付は促進区域内再エネ導入促進事業補助金専用のメールアドレス

sokushin2026@shigaplaza.or.jp に申請書や実績報告書および各別紙をメールに添付して送付ください。またその他の必要書類は PDF やデータファイル化して同時に添付してください。

メール送信が難しい場合や、メール容量での制限を受ける場合には、支援プラザに相談ください。

Q47 交付決定後に事業計画書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいのか？

A47 交付要領第8条の規定にあるように、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）と、交付申請書類一式を添えて支援プラザに提出し、その承認を受ける必要があります。

(1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更

- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

これらに該当しない軽微な変更については承認不要ですが、実績報告書に変更内容を記載する必要があります。

補助対象事業に該当しない変更を行うことで、補助金が減額されるケースもあり得ますのでできる限り事前にお問い合わせください。

また、交付決定後に補助対象経費が増額となった場合も、補助金額は交付決定額が上限となります。

変更に伴い、再見積書や配置図等の変更が必要となる場合は、実績報告時に併せて提出ください。

Q48 見積書の内容について注意点はありますか？

A48 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるように、経費の内訳を数量×単価で記載し、「〇〇工事一式」などとしないようにしてください。

Q49 日頃から付き合いのある発注先だけに依頼してよいのか？

A49 見積もりは必ず2者（社）以上取っていただき、最終的に最も安い業者に発注してください。

Q50 見積もりは早い段階で依頼をしていたが有効期限が切れていた

A50 2者（社）以上からのすべての見積書は交付申請時点で必ず有効期限内であるものを提出ください。もし有効期限が切れていたなら再度見積りを依頼してください。

Q51 事業費の支払いは手形でも可能か？

A51 手形での支払いも可能ですが、手形が決済された時点で支払い完了となりますので、原則、事業報告書提出日までに決済されることが必要となります。また、実績報告時には決済されていることが確認できる書類も提出していただきます。なお、手形の裏書譲渡による支払いは認めません。

Q52 支払証明書類にて、他事業との合算払い（金額）は認められるか？

A52 原則、不可とします。やむを得ず合算払いとなった場合は、当該設備の支払い金額の根拠資料を添付して下さい。

Q53 インターネット取引による支払いは可能か？

A53 インターネット取引による支払いも可能ですが、振込日以降の日付で発行された振込日、振込先（名義、口座情報）、振込金額および振込手数料が相手方負担となっていないことが確認できる書類が必要です。

Q54 既に実施設計を行っている場合は、補助対象となるか

A54 設計費は補助対象経費に含まれないことから、実施設計済の事業であっても特に支障はありません。

Q55 市町の補助金との併用は可能か？

A55 市町の補助金が国庫を財源としていない場合に限り、併用が可能です。
ただし、市町の制度で併用が認められない場合がありますので詳細については、各市町の担当者へお問い合わせ下さい。
また、併用する場合は補助対象経費から市町の補助金額を差し引く必要があります。

Q56 県税の納税証明書（未納がないことの証明）はどのようにして入手するのか

A56 納税証明書は各県税事務所、甲賀・湖東・高島の各納税課で交付を受けてください。そのとき税目として「県税に未納がないこと」を選択ください。